

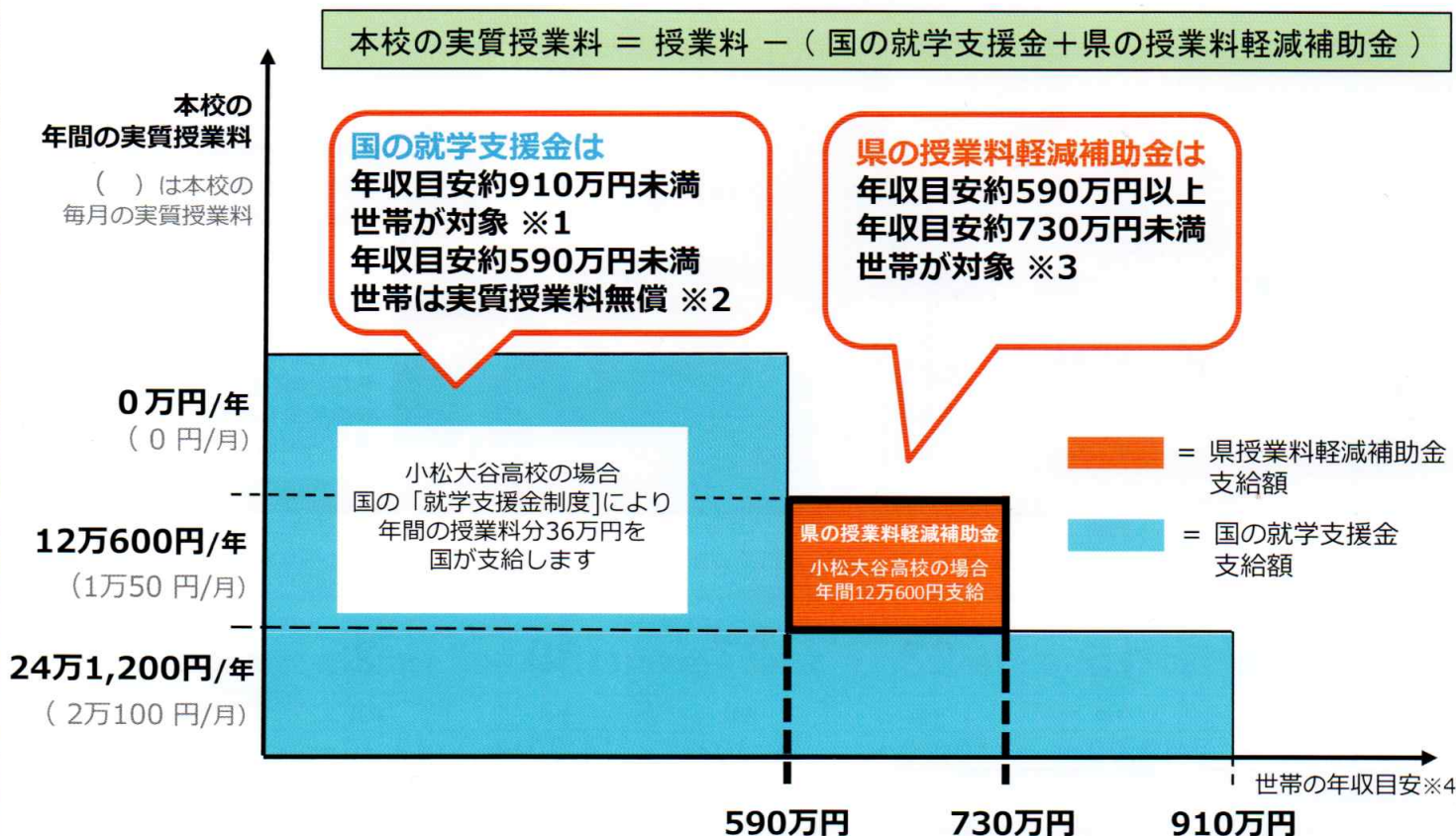
(参考) 令和3年度の私立高校の授業料 石川県のリーフレットより

石川県独自の私立高校授業料への支援制度

(返還不要の助成)

高等学校就学支援金（国）に県独自の授業料支援が加算されます！
(一定の所得要件を満たす世帯)

本校の実質授業料 = 授業料 - (国の就学支援金 + 県の授業料軽減補助金)



※1 年収目安約910万円未満世帯は、国から「就学支援金」が支給されます。

※2 年収目安約590万円未満世帯は、国から本校の授業料全額分の「就学支援金」が支給されます。

※3 年収目安約590万円以上、年収約730万円未満世帯は、石川県から「授業料軽減補助金」が支給されます。

※4 世帯の年収の目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯をモデル
(対象要件の判定は市町村民税の課税所得額を基準)

※5 年収目安約910万円以上世帯の授業料は、月額3万円、年額36万円になります。

※6 国の就学支援金、県の授業料軽減補助金は令和3年度のものです。



対象となる方の判定基準について

保護者全員の市町村民税の課税所得額の合計が
2,600,000円以上3,572,000円未満の世帯であること。

- ・令和3年4月～6月：令和2年の所得課税証明書で確認
- ・令和3年7月～令和4年3月：令和3年の所得課税証明書で確認

ご自身の課税標準額は所得課税証明書のほかマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます
(マイナンバーカードが必要です。)

